

EPA利用を再考してみませんか？

今がその時期です！ 皆様の再考を税関が支援します。

EPA特惠マージンは年々拡大

メガEPA（TPP11、日EU EPA等）発効から年数が経過し、特惠マージンは年々拡大しています。



乗用車

日EU・EPAの例
(EU側の関税率)

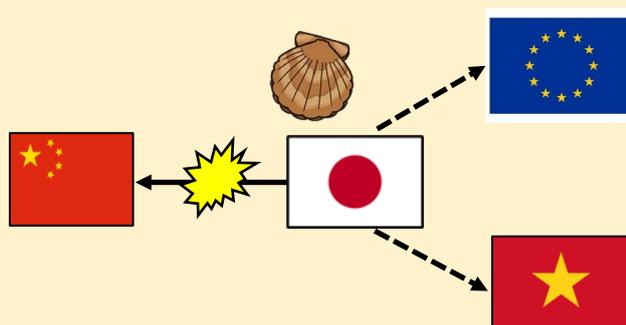
発効時：8.8%

現在：0.0%

(2026年2月時点、7年経過)

サプライチェーンのリスク分散の必要性

特定の輸出相手国に依存することのリスクが顕在化してきており、分散化が推奨されます。



円安傾向等によるビジネスチャンス

近年、円安傾向が続くとともに、購買力平価でみて日本産品は割安です。



**EPAを利用しない・できない状況は変わっていませんか？
この機会に見直して競争力を高めませんか？**

ご相談は以下にお問合せください

函館税関業務部原産地調査官

TEL：0138-40-4255

メールアドレス：hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp

輸出貨物のEPA利用ステップ に係る支援

函館税関では、実際の輸出取引だけでなく、今後の輸出先の見直しにおいても、以下の調査支援を通じて、EPA利用の再考を支援します。

(※業務部原産地調査官がワンストップ窓口として対応)

1. 輸出HS番号
2. 輸出先国の適用関税率（EPA税率を含む）
3. 適用原産地規則の特定と適合性確認
4. 輸出先国における原産地証明に必要な書類

+ 原産地の事後確認（検証）における経験を踏まえたアドバイスも可能。

ご相談・お問い合わせ先

函館税関業務部原産地調査官

TEL：0138-40-4255

メールアドレス：hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp